

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 10 月 17 日

会 社 名 株式会社東洋コーポレーション
(コード番号 445A TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 木田 志郎
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 千葉 薫
T E L 047-458-1121
U R L <https://www.ty-corp.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、不動産業を通じて社会貢献することをビジョンの一つとしており、コンプライアンスをはじめとした法令や法規を遵守しつつ業務に精勤することで、企業の持続的な成長と業界全体の健全な発展に寄与したいと考えております。そのために、経営の透明性と健全性を確保しつつ、迅速な意思決定を実現するための権限と責任を明確にした組織体制を整備するとともに監督機能の充実を図ることにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
木田 志郎	1,600,000	88.89
木田 睦	200,000	11.11

支配株主名	木田 志郎
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

木田睦氏は、当社取締役であり、また木田志郎氏の配偶者（二親等以内）になります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引等については、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、取引の際に取締役会の決議を必要とする方針であります。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

当社グループでは、子会社も含めた全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※ 1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小宅 善一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小宅 善一	—	—	商工会の会長を務めており、経営的な視点や豊富な経験を有していることから、客観的・中立的な立場で取締役等の業務執行を監督する観点から適任であると判断し、社外取締役に選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	0	1	1	1	その他

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	0	1	1	1	その他

補足説明

社外監査役1名を「その他」として分類しております。

当社の諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項等について審議し、答申を行うことにより、取締役会の公正性、客観性及び透明性を高め、ガバナンス体制の実効性の確保に努めております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役員の員数	3名以内
監査役の人数	1名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名としております。監査役は監査役規程に基づき策定した監査計画に従い、取締役会への出席のほか、重要な会議等への出席、資料の閲覧、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の職務執行を厳正に監査しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井 將治	その他													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
酒井 將治	—	—	司法書士資格を有し、専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任と判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
---------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

ストックオプションの付与対象者	—
-----------------	---

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は実施しておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定し

ております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令又は定款に定める事項や当社の重要な業務執行を決定し、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。原則として毎月1回開催される定時取締役会の他、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。

また、監査役が取締役会に出席し適宜意見を述べることで、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。

2) 監査役

当社は監査役制度を採用しており、社外監査役1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき策定した監査計画に従い、取締役会への出席のほか、重要な会議等への出席、資料の閲覧、関係者へのヒアリング等を行うことにより取締役の職務執行を厳正に監査しております。また、内部監査担当及び監査法人との連携により、監査の方法や結果について情報共有を図り、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

3) 諮問委員会

当社は取締役会の諮問機関として任意の諮問委員会を設置しており、社外取締役1名、社外監査役1名及び外部の有識者1名で構成されております。

諮問委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選解任に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項等について審議し、答申を行うことにより、取締役会の公正性、客観性及び透明性を高め、ガバナンス体制の実効性の確保に努めております。

4) 内部監査

当社は小規模組織であることから独立した内部監査部門は設置しておりませんが、代表取締役社長が選任した内部監査担当者2名が全部門における業務全般の監査を実施しております。監査の独立性を確保するために、自己が所属する部門の監査は行わないなど、相互に牽制する体制としております。内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画を策定し、各部門の業務に関する監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び被監査部門に報告されるとともに、必要に応じて被監査部門に改善指示を行い、改善状況を継続的に確認することとしております。

また、内部監査担当者は、監査役及び監査法人と情報共有や意見交換を行い、相互に連携することにより監査の実効性の向上に努めております。

5) 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。2025年3月期において監査業務を執行した公認会計士は新開智之氏及び櫻井真由美氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務に従事した補助者は、公認会計士4名、その他1名であります。

なお、当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員及びその補助者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

6) リスク・コンプライアンス委員会

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、リスク管理、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するために、リスク・コンプライアンス委員会（委員長：取締役経営企画本部長千葉薫）を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は3か月に1回開催され、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から意見を聴衆したうえで、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき事項であると考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では、英文による提供を考えておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項であると考えております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき事項であると考えております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等について掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画本部長を責任者とし、経営企画本部を担当部署として IR 活動を行ってまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・インサイダー取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針です。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務分掌規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関する基本方針は以下の通りです。

(1) 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

(2) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

(3) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

(4) 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。

(5) 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

上記事項は反社会的勢力対応規程に明記しております。社内でのチェック体制として、新規で取引を開始する業者や新規採用者には、必ず反社チェックを日経テレコンの記事検索にて行なう体制と、新規で契約を締結する場合には、契約書に「反社条項」が入っているものを使用しております。

V. その他

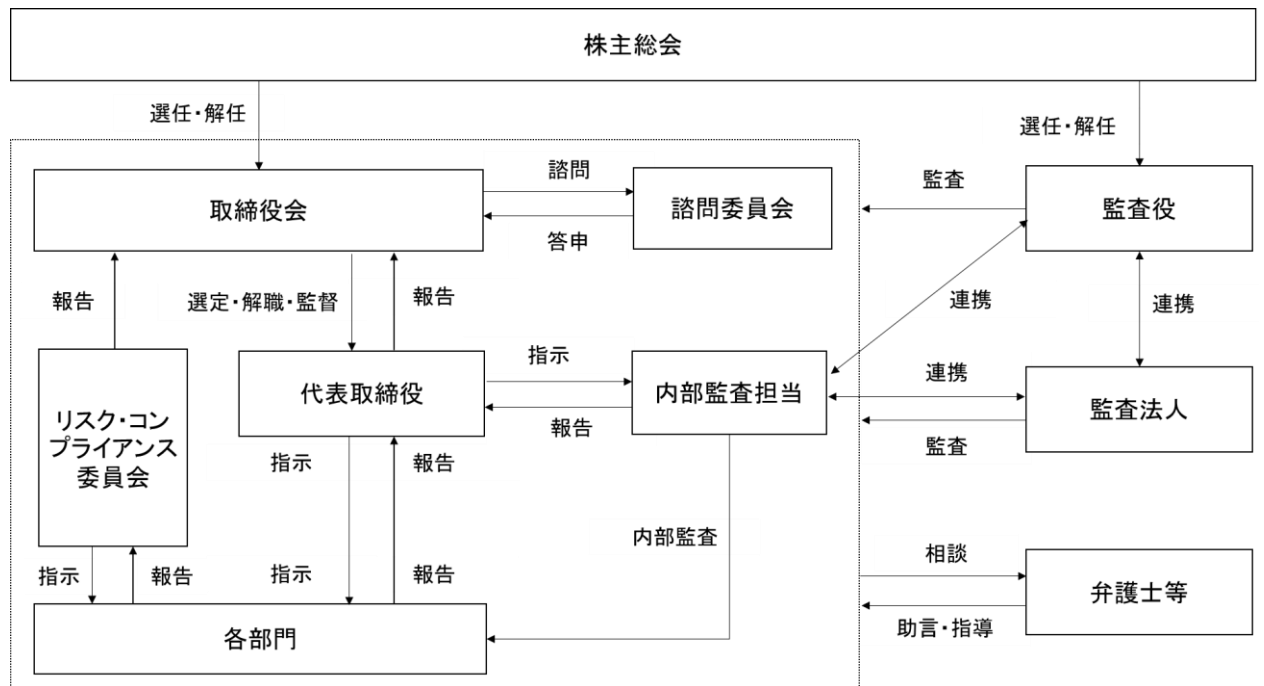
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

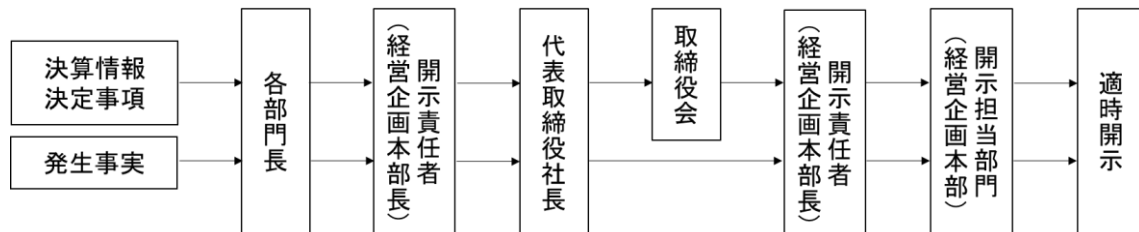
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上